

まん延防止等重点措置延長による教育委員会の対応について（8月22日まで）

まん延防止等重点措置が8月22日まで延長されたことに伴い教育委員会の対応について下記のとおりとします。

記

《学校教育関係》

8月22日(日)までの対応は以下のとおりです。

- ①臨時休業、分散登校等を行わず、感染リスクの高い活動は控え通常形態の授業を行います。
- ②府内または府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習等）の実施は可とします。（ただし、行き先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している、または行き先が緊急事態宣言措置区域である場合については、中止または延期）
- ③部活動は感染防止対策を徹底しながら実施は可とします。

《社会教育施設・スポーツ施設》

1. 次の施設については、7月12日（月）から8月22日（日）の期間は使用時間を午後9時までとします。
①善兵衛ランド ②青少年センター（ユースプラザ） ③中央公民館 ④浜手地区公民館 ⑤山手地区公民館
2. 次の施設については、7月12日（月）以降は使用時間を午後9時（通常終了時間）までとします。
①総合体育館 ②市民ふれあい運動広場（グラウンド・テニスコート） ③青少年人権教育交流館（ハート交流館）

《小・中学校体育施設開放事業》

各学校体育施設（体育館・グラウンド）の開放は、7月12日（月）以降は使用時間を午後9時（通常終了時間）までとします。

令和3年7月9日
貝塚市教育委員会